

令和7年度 第1回横浜市障害者就労支援推進会議 次第

日時:令和7年9月11日(木)

午後2:00～4:00

場所:横浜市役所 18階なみき9～12会議室

1 開会 (5分)

2 障害福祉保健部長挨拶 (5分)

3 委員紹介・委員長選出(20分)

4 横浜市障害者就労支援推進会議について(概要説明)(10分) 資料1

5 事業説明(15分 プラン3分、各事業3分×4)

- (1) 第4期横浜市障害者プランの概要について
- (2) 就労支援係の各事業について

資料2

資料3

6 議題 (65分)

- (1) 横浜市障害者共同受注事業について
- (2) 意見交換

資料4

7 閉会

令和7年度 横浜市障害者就労支援推進会議委員

(順不同・敬称略)

計 13 名

氏名	所属	分野	昨年度から の留任
眞保 智子	法政大学 現代福祉学部・大学院人間社会研究科 教授	学識経験者	☆
鶴見 伸子	横浜市心身障害児者を守る会連盟	障害者団体	☆
高尾 智典	日本ピザハット株式会社	当事者	☆
岩崎 多宏	横浜南部就労支援センター センター長	就労支援	☆
金子 由紀子	社会福祉法人横浜SSJ 本部事務局 統括施設長	就労支援	
左近 充 優	株式会社 LITALICO パートナーズ LITALICO ワークス 横浜西口第2	就労支援	☆
池田 美保子	社会福祉法人そよかぜの丘 港南中央地域活動ホーム そよかぜの家 地域支援室 港南区基幹相談支援センター	福祉	
佐藤 彩佳	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 磯子区生活支援センター	福祉	
内山 史子	神奈川県立みどり支援学校 進路支援担当	教育	
加藤 喜美子	横浜公共職業安定所 専門援助部門 主任就職促進指導官	労働	☆
後藤 和馬	医療法人社団自立会	医療	☆
福田 裕行	生活協同組合ユーローピー 人財開発部 人財開発課 障がい者雇用支援 担当	企業	☆
男澤 誠	株式会社スリーハイ 代表取締役	企業	☆

事務局

片山 久也	横浜市健康福祉局障害福祉保健部長
飯野 正夫	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長
大野 悟	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課就労支援係長

横浜市障害者就労支援推進会議について

1 趣旨

横浜市内の福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者就労支援基盤を強化し、地域による就労支援機能を向上させるため、各分野で活躍する委員で構成する会議を実施します。

2 委員会概要

(1) 委員会の位置づけ

障害者基本法第36条第3項に基づき横浜市障害者施策推進協議会条例により設置された横浜市障害者施策推進協議会(附属機関)の下部組織

(2) 設置根拠

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

(3) 委員の身分

非常勤特別職職員(地方自治法第202条の3第2項)

※地方公務員法第3条第3項2号が適用されます。

(4) 委員の任期

委嘱日から当該年度末まで

(5) 所管部署

横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係

3 スケジュール

(1) 第1回横浜市障害者就労支援推進会議

日時:令和7年9月11日(木) 14:00 ~ 16:00

場所:横浜市役所 18階 なみき9~12会議室

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

制定 平成 18 年 7 月 11 日（局長決裁）
最近改正 令和 2 年 3 月 31 日 健障企第 4049 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市内において、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため、横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の部会である横浜市障害者就労支援推進会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

（会議の所掌事務）

第 2 条 会議は、次の各号に定める内容について協議するものとする。

- (1) 障害者の就労支援における基盤強化に関する事項
- (2) 地域の就労支援機能の向上に関する事項
- (3) 障害者又は企業双方への就労支援に関する事項
- (4) その他障害者の就労支援に関する事項

（会議の組織等）

第 3 条 会議の委員は、協議会委員のほか、市長が委嘱した学識経験者、教育関係者、当事者、社会福祉協議会、障害者就労支援に関わる福祉・保健・医療機関・特定非営利活動法人、経営団体、労働関係機関の代表者及び行政機関関係者等をもって構成する。

- 2 会議に委員長を 1 人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（懇談会の開催等）

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、会議に、就労支援に関する専門事項について助言を求めるため、懇談会を置くことができる。

- 2 懇談会の委員は、学識経験者、障害者就労支援に関わる福祉・保健・医療機関等に就任を依頼する。
- 3 懇談会は必要に応じて、委員長が招集する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。

(会議の開催及び議決)

第6条 会議は委員長が招集する。ただし、第3条第2項に定める委員長が置かれるまでは、市長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議において議決をとる場合は、出席委員（委員長を除く）の過半数を持って決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、会議を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康福祉局障害自立支援課において行う。

2 事務局員、その他会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

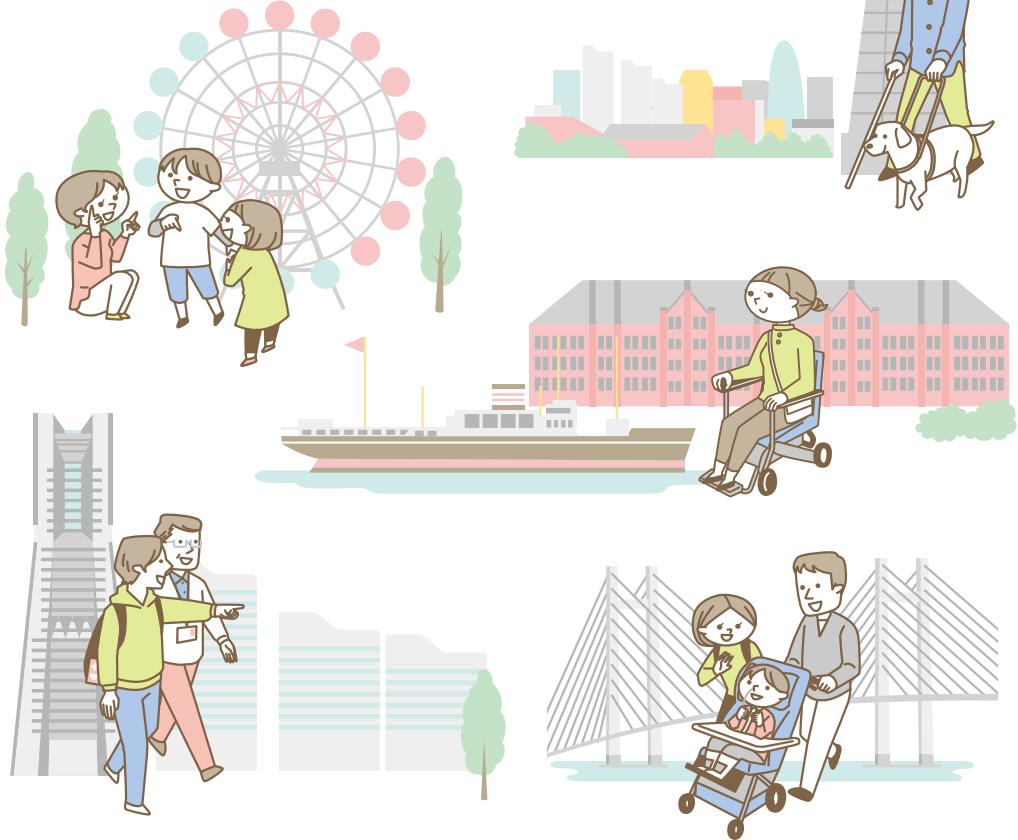
附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第4期

令和3年度～令和8年度

横浜市障害者プラン



発行

横浜市健康福祉局
子ども青少年局
教育委員会事務局

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50-10

障害のある・なしに関係なく
暮らしやすい街にするために

みなさん 知ってほしいこと

障害のある人もない人も
お互いを大切にできるように、
自分らしく生活できるように。
横浜市では次のことをめざして
計画を立てました。

〈お互いを大切にできるように〉

- 障害についてみんなに知ってもらいます。
- 支援する人が足りるようになります。
- 障害のある人を守るための取り組みをします。
- 困ったときに相談できるようにします。

〈自分らしく生活できるように〉

- 住みたいところに住めるようにします。
- 福祉サービスを充実させます。
- 出かけることを支援します。
- 障害があつても住みやすい街にします。
- 健康に暮らせるようにします。
- 地震や台風などの災害に備えます。
- 障害のある子どもたちの成長を支援します。
- 学校は障害のある子どもたちの学びや進路を支援します。
- 働くことを支援します。
- ふだんの過ごし方を支援します。
- スポーツや芸術を楽しめるようにします。

障害者プランとは？

横浜市では、6年ごとに
「障害者プラン」をつくりています。
「障害者プラン」は、
障害のある人たちも
自分らしく暮らせるために
横浜市がつくった計画です。

2004年に1回目（第1期）の
障害者プランができました。
2021年の障害者プランは
4回目（第4期）のものです。

第4期の 障害者プランの目標

「障害のある人もない人も、
みんながお互いを大切にしながら
地域で暮らす1人として
自分らしく生きること。
それができる街になること」を
めざしています。

障害者プランの中では、
次のように書かれています。

「障害のある人もない人も、
誰もが人格と個性を尊重し合いながら、
地域共生社会の一員として、
自らの意思により
自分らしく生きることができるまち
ヨコハマを目指す」

だいき しょうがいしゃ 第4期 障害者プランの 内容

みんなが お互いを大切にしながら、
障害のある人も 自分らしく生活できるように、
第4期 障害者プランで 横浜市が しようとしていることを 説明します。

たが たいせつ
お互いを大切にできるように

1 障害について みんなに 知ってもらいます



▶ いろいろな障害や病気のことを
みんなに 知ってもらって、
「みんなで 支え合っていこう」という
考え方を 広めています。

▶ 学校に通っている子どもや
その親たちが 障害のある人と
交流できるようにします。

2 支援する人が足りるようになります



▶ 「障害福祉の仕事をしたい」と
思えるような
情報を伝えていきます。

▶ 福祉施設などが
職員を雇うための
手助けをします。

▶ 上手に支援できる
職員を育てるための
勉強会をします。
▶ 福祉施設などで
事務や介護の助けになる
ロボットや
コンピューターを使うことを
進めています。

3

障害のある人を守るために 取り組みをします



「虐待」が起らないようにします。

- ▶ 虐待とは、身近な人に暴力をふるったり悪口を言ったりして体や心を傷つけることです。家族や支援する人に虐待はやってはいけないということをしっかりと知ってもらいます。また、福祉施設で虐待が起らないように勉強会をします。

「成年後見制度」という

しくみをたくさんの人間に
知ってもらいます。

- ▶ 「成年後見制度」は、知的障害などがあるてお金の使い方がわからない人、生活に必要な手続きができる人を支えるしくみです。困っている人がこのしくみをきちんと使えるようにします。

障害者への差別をなくします。

- ▶ どんなことが差別になるのかなどをみんなに知ってもらって、差別がなくなるようにします。また、差別があったときに気軽に相談できるようにします。

みんなに情報を届けます。

- ▶ 障害がある人にも、きちんと情報が届くようにします。その人の障害に合わせて、点字で書く、情報をわかりやすくするなど工夫します。

4

困ったときに 相談できるようにします



- ▶ 困ったときにどこに相談すればいいか、わかりやすくお知らせします。

また、障害のある人が同じ障害のある人の相談にのったりする取り組みも進めています。

自分らしく生活できるように

1 住む・暮らすために



住みたいところに
住めるようにします。

▶ アパートでの一人暮らしや
グループホーム、
入所施設での暮らしなど、
障害のある人も
自分が住みたい場所で
暮らせるようにします。

▶ 年を取ったり
障害が重かったりしても
安心して暮らせるように、
建物のバリアフリーを
進めています。



福祉サービスを充実させます。

▶ 障害のある人が
地域で安心して暮らせるように、
今あるサービスをより良くします。

▶ 結婚する、子どもを産むなど
自分の人生を自分の考えで
選べることが大切です。

そのために、
自分で知識や情報を得られ、
周りに相談できるようにします。

▶ もし障害が重くなったりしても
自分らしく暮らすために



必要なサービスを
使えるようにします。

▶ 福祉サービスは
ただ手伝うだけではなく、
障害のある人が
自分の力を生かして
生活できるようにします。
また、障害のある人の思いに
寄りそう支援をします。

出かけることを支援します。

▶ 出かけることを
支援するヘルパーを
増やします。



ヘルパーが上手に支援できるように
勉強会をします。

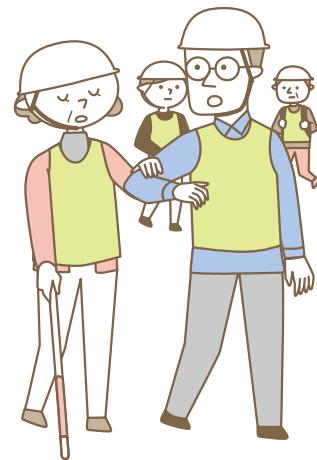
▶ 障害のある人が
使いやすい乗りものを増やします。
また、電車代やバス代などを
割りります。

▶ 障害があつても住みやすい街にします。

▶ 役所や学校、駅、道などを
もっとバリアフリーにしていきます。

▶ みんながお互いを大切に思い、
助けあう街になるように、
教育やイベントをしていきます。

からだ こころ まも 体や心を守るために



けんこう 健康に暮らせるようにします。

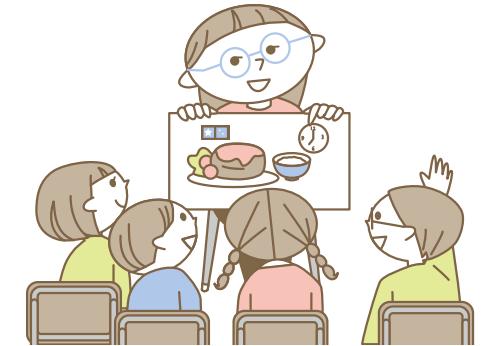
- ▶ 障害のある人も
運動やリハビリを
身近な場所で
できるようにします。
また、歯や口の健康を保つなど、
ふだんの健康づくりが
できるようにします。

- ▶ 医者や看護師に障害のことを
よく知ってもらい、
安心して
治療を受けられるようにします。

じしん 地震や台風などの災害に備えます。

- ▶ 災害への備え方や
災害が起こったときの
避難の仕方などを
わかりやすく伝えます。
- ▶ 障害のある人も避難訓練に
参加できるようにします。
そして、災害が起こったときに
地域の人と協力できるようにします。
- ▶ 新型コロナウイルスのような
病気がはやったときでも
福祉施設やサービスが使えるように
備えておきます。

しょうがい 障害のある子どものために



しょうがい 障害のある子どもたちの成長を
せいかく 支援します。

- ▶ 障害のある子どもが
生まれてから
小学校に入るまでの
育て方について、
地域療育センターが
親などから相談を受け、
アドバイスします。

- ▶ 障害のある子どもが
学校に入った後も、
子どもや家族が専門の機関で
相談できるようにします。

- ▶ 授業の後や夏休みなどに
子どもが過ごせる場所を
増やしていきます。

がっこう 学校は障害のある子どもたちの
まなぶ しんろ しえん 学びや進路を支援します。

- ▶ 学校の先生たちが
障害のある子どものことを
きちんと理解して
教育できるようにします。

- ▶ 卒業した後に働きたい人が
仕事につけるように、
学校と福祉施設が協力して
支援します。



はたら
働くことを 支援します。

▶ 障害のある人が
会社などで 働けるように、
学校や福祉施設などが
支援します。

▶ 作業所などで働く
障害のある人が
よりたくさんの工賃を
もらえるように、
作業所などを 支援します。
また、作業所の仕事が
もっと増えるように
作業所は
さまざまな工夫をします。

▶ 会社などが
障害のある人のことを 理解し、
障害のある人が 安心して
働くように、
勉強会などを 開きます。

す かた し ん
ふだんの過ごし方を 支援します。

▶ 障害のある人が
休みの日などに
地域の活動に 参加する機会を
増やすようにします。

▶ 会社などで 働けない人が
仕事や作業ができる場所を
増やしていきます。

げいじゅつ
舞台の公演や
作品の展示などを
楽しめるようにします。

▶ 障害のある人が
地域で スポーツを
楽しめる場所を
増やすようにします。
また、障害のある人に
スポーツを教えられる人を
増やすようにします。

ふ か い こ うそん
▶ 舞台の公演や
作品の展示などを
ひと
楽しめるようにします。

▶ 障害のある人が つくった
さくひん
作品などを展示するイベントを
か い さ い てんじ
開催していきます。

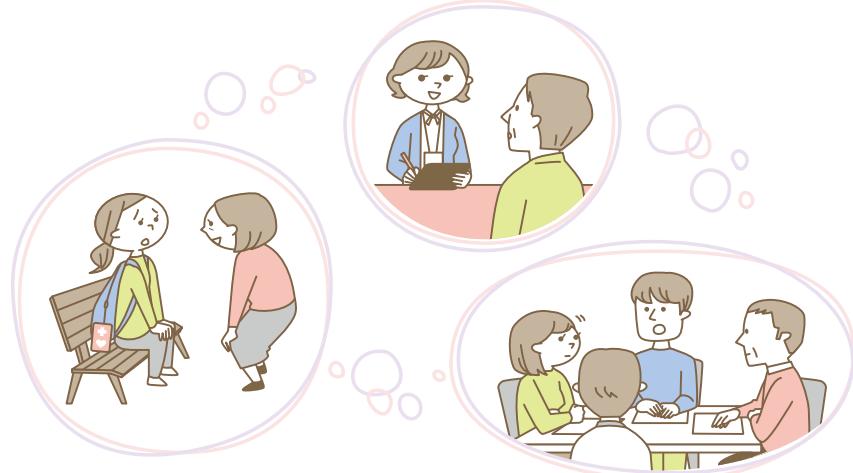
障害のある人を 地域で 協力して支えるために

くに ち いきせいかつ し えんきょとん
国は「地域生活支援拠点」と
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を
かく ち ち いき せいかつ ささ
各地につくることを目標にしました。

これらは、障害のある人が 地域で生活することを 支えるための しくみです。

といっても なに あたら たてもの
何か新しい建物をつくるのではありません。
障害福祉に 関係する人たちが 協力して
地域で 障害のある人を支えられるようにするのです。

横浜市では、次のことをめざして 取り組んでいます。



地域生活支援拠点

障害のある人や家族が
困ったときに
相談できる

家族が急に
病気になったときなど、
緊急のときに
すぐに福祉施設を使える

住む場所や
暮らし方の
体験ができる

困ったときに どこに
相談すればいいか
わかりやすく
教えてもらえる

病気が重くなって
入院した場合も
不安が減るように
サポートしてもらえる
入院は必要な期間だけにする

いろいろな分野の支援者が
お互いに 教えあって
より上手に
支援できるようにする

地域の人たちが見守り、
困ったときに
助けてくれる

重い障害がある人の
支援もできる人が
十分にいる

障害のない人と同じように
アパートなどを借りられる
ふだんの生活で
困ったことは
サポートしてもらえる

地域の人が
障害のことを知って
困ったときには
協力してくれる

おなじ障害の
ある人同士が
支え合っていける

就労支援係における 令和6年度の取り組み

健康福祉局障害福祉保健部
障害自立支援課就労支援係

令和7年9月11日





目次

1. 就労支援センター事業
2. 共同受注・優先調達推進事業
3. 就労啓発事業
4. その他の事業

1. 就労支援センター事業

障害者の自立と社会参加の促進を目的に、障害者就労支援センターへの補助を行っています。

対象

市内在住の障害児者、事業主、関係機関

支援内容

障害者就労に関する相談支援、
就職希望者への求職支援、
就労者への定着支援、啓発活動

令和6年度 横浜市障害者就労支援センター支援実績

未登録者の相談支援等件数 3,911件 (前年実績 3,902件)

登録者についての実績 ※ 右記グラフを参照

就職件数 188件 (一般 175件、就労継続支援A型 13件)
(前年実績 198件 (一般 177件、就労継続支援A型 21件))

離職件数 160件 (前年実績 153件)

登録者についての実績



2. 共同受注・優先調達推進事業

(1) 優先調達推進への取組

平成25年に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年7月1日に「横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」を策定し、障害福祉事業所への発注を推進しています。

令和6年度の調達実績

5億2,917万4,169円（前年実績 4億6,482万0,685円）

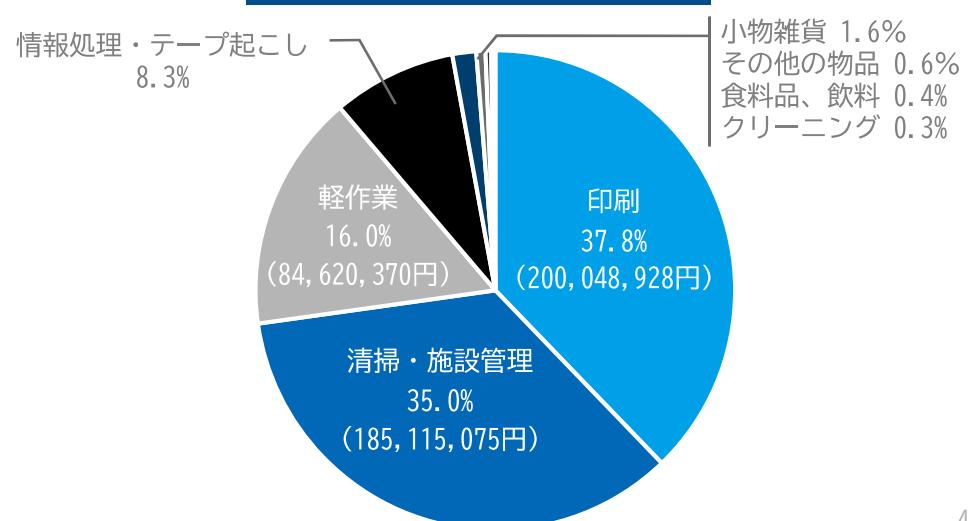
令和7年度の調達目標

前年度の調達実績額（5億2,917万4,169円）を上回るよう努める。

優先調達事例

- (1) イベント啓発用の自主製品の購入
- (2) 歩道清掃業務委託
- (3) 校内清掃の一部

令和6年度の調達金額内訳



2. 共同受注・優先調達推進事業

(2) 共同受注事業

企業や行政からの作業や製品購入等の依頼を、障害者施設にコーディネートすることを目的に、委託により横浜市障害者共同受注センターを設置しています。また障害者施設への受注促進のために、モデル事業の実施や職員による支援を行っています。

障害者共同受注センター

コーディネート業務のほか、障害者施設への情報発信や受注スキル向上のための研修等を実施しています。※右図を参照

当係による受注支援の取組例

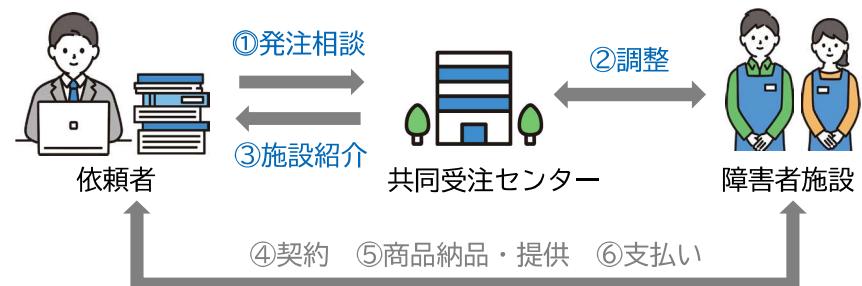
(1) 農作業受注促進モデル事業

障害者施設において受注可能な作業項目を拡大と、受注機会の増加を目指し、農福連携に取り組んでいるみどり環境局と連携し実施しています。

(2) 障害者施設等への受注支援

共同受注担当職員が企業や学校等に訪問し、自主製品・作業の受注例の紹介や、出店支援等を行っています。

フローイメージ



3. 就労啓発事業

(1) 市民向け啓発事業

障害者就労への関心や理解を深めることを目的に、シンポジウムやわたしは街のパン屋さん（通称：街パン）等を開催しています。

事業	令和6年度 実施日	当事者 ・家族向け	障害福祉 関係者向け	市民 向け	実施方法等	就 労 機 会	障 害 理 解
働きたい！ わたしのシンポジウム	令和6年9月6日	○		○	当事者の経験談や支援機関の紹介等を通じ、働くということに対する理解促進を図る 啓発パネル展も同時開催	○	
働きたい！わたしの 職場見学・体験会	令和6年11月1日 から 12月4日まで	○	○		福祉的就労をしている利用者・施設職員を対象に、地域の障害者雇用企業の見学を通じて、具体的な就労イメージを持つ機会を提供する	○	
わたしは街のパン屋さん	毎週水曜日 ・金曜日	○		○	市内にある障害福祉事業所で働く利用者が作成したパン等を市庁舎内で販売し、障害理解の促進や事業所の販売力の向上を図る	○	○

3. 就労啓発事業

(2) 企業向け啓発事業

障害者雇用の理解と促進を図るため、市内企業や各種団体を対象に出前講座の実施、好事業例の紹介、就労促進担当による企業訪問等を行っています。

事業	令和6年度 実績	事業主向け	従業員 向け	実施方法等	雇 用 促 進	障 害 理 解
障害者就労啓発出前講座事業	3件	○	○	企業や経済団体等に出向き、障害者雇用に関する講座を実施	○	○
障害者雇用好事例紹介事業	本市Webページ 16件を紹介	○		障害者雇用検討している企業を主対象に、横浜市内の障害者雇用企業の雇用の工夫や取組を紹介し、雇用促進を図る	○	
就労促進担当職員による訪問	90件	○		横浜市内の企業を中心に訪問を行い、障害者雇用の検討や実習受入れの協力を促す	○	○

3. 就労啓発事業

(3) 雇用創出・就労啓発事業

本市の公有財産を活用した障害者の雇用創出や障害者就労に関する啓発を行っています。

事業	施設数	当事者 ・家族向け	市民 向け	実施方法等	就 労 機 会	障 害 理 解
ふれあいショップ	6店舗	○	○	公共施設内に飲食物の提供等を行う店舗を設置し、障害者を雇用し、広く市民に障害者就労を知る機会を提供する	○	○
市有建物の活用	2か所	○	○	当該施設の一部を障害者雇用及び雇用を通じた地域連携を図る事業者に貸付を行い、雇用の創出、障害理解の促進を図る	○	○



ふれあいショップ
marine blue
(横浜市役所新市庁舎3階)

ふれあいショップ
しゅしゅ センター南店
(都筑区総合庁舎1階)



4. その他の事業

(1) 農業就労援助事業

障害当事者が、障害福祉事業所の指導員とともに農園での農作業等を通じて、農業分野をはじめとした就職に必要な基礎体力を養うほか、自立生活の訓練を行います。

(2) 障害者支援施設等に準ずる者の認定

行政による発注等は、原則入札や見積もり合わせや等が必要ですが、福祉関係施設等との契約では省略することができます（※）。これらの施設等に準ずる者として認定を受けた者は、本市との契約において随意契約を行うことができます。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

【参考資料】



事業名	名称	資料No./URL
就労支援センター事業	はまらいぜーしょん	はまらいぜーしょん（障害者雇用に関するパンフレット） 横浜市
	優先調達実績	横浜市における障害者就労施設等からの優先調達 横浜市
共同受注・ 優先調達推進事業	横浜市障害者共同受注センター	よこはま障害者共同受注総合センター
	相鉄マルシェ	相鉄沿線駅前4か所で同時開催！障害福祉事業所の自主製品販売会「相鉄沿線駅前マルシェ」を開催します！ 横浜市

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

議題：横浜市障害者共同受注事業について

健康福祉局障害福祉保健部
障害自立支援課就労支援係

令和7年9月11日



アジェンダ（流れ）



1. 共同受注事業の令和6年度実績
2. 寄せられたお声
3. 本市として考える課題と解決策
4. 意見交換
1～3を踏まえてご意見をお聞かせください。

1. 共同受注事業の令和6年度実績

■横浜市障害者共同受注センター

登録事業所数：476事業所（前年実績 450事業所）

相談件数：568件（前年実績 547件）

受注件数：505件（前年実績 365件）

受注内容：印刷（封筒・冊子・リーフレット等）、清掃（公園・歩道、学校のプール）、
軽作業（梱包・発送等）、イベントでの自主製品（工芸品、食品）の販売、
情報処理・テープ起こし（議事録作成、デザイン委託）等

■共同受注担当職員による障害者施設等への受注支援

訪問件数：292件（前年実績 290件）

受注支援件数：212件（前年実績 205件）

支援内容：学園祭等への出店調整、ノベルティグッズ製作や置き菓子の発注提案等

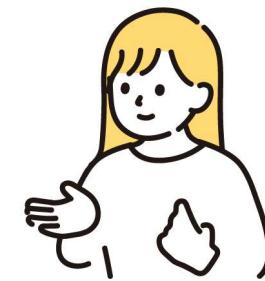
2. 寄せられたお声

» 依頼者

- ・作業が丁寧で丁寧で、また頼みたい。
- ・色々な自主製品があることを、販売会で初めて知った。
- ・依頼の際に細かい条件や指示などの工夫が必要だった。

» 事業所

- ・事業所外に出て作業することは、利用者のやりがいにつながる。
- ・作業が属人化していて、受注の幅や量が広がらない。
- ・雑貨製品は食品よりも買ってもらいたい。
- ・大量なのに納期が短かったり、単価が低かったりして条件が厳しいことがある。
- ・受注を拡大したいが、依頼者がどの程度障害について理解があるか不安。



2. 寄せられたお声



3. 本市として考える課題

例えば…

課題	必要なこと	本市の取組み
自主製品を購入してもらえない	自主製品の魅力アップと発信力向上 ・自主製品のパッケージを工夫 ・広報活動等による魅力発信	・事業所向け研修の実施 ・広報媒体を用いた情報発信
受注できる作業量や幅が少ない	事業所が安定して受注できる作業項目の拡大、依頼の増加 ・作業スキルの向上、継承 ・相談、依頼件数の増加	・依頼増加が見込まれる作業をテーマとした研修の実施 ・障害福祉事業所への発注依頼の促進
作業単価と条件（難易度、納期等）が見合わない依頼を受けることが多い	依頼内容の調整 ・福祉的就労についての理解促進 ・適切な価格設定	・福祉的就労についての啓発、情報発信 ・共同受注センターによる受注調整

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA